

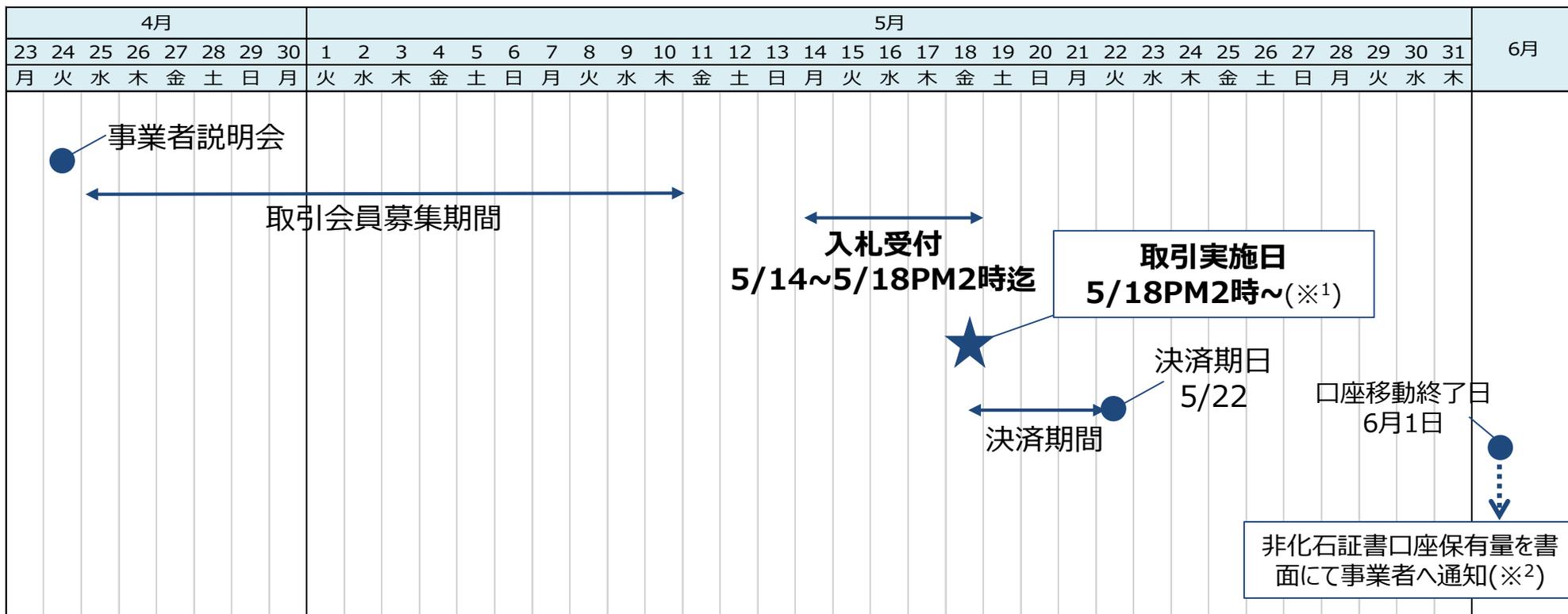
# 非化石価値取引市場の 初回オークションに係るスケジュールについて

2018年4月26日

資源エネルギー庁

# 非化石価値取引市場の初回オークションに係るスケジュールについて

- 2017年4月～12月に発電されたFIT電気に係る非化石証書のオークション（初回オークション）については、4月24日にJEPXより事業者向け説明会が実施され、現在、取引会員の募集期間中。
- 各事業者による入札受付は5月14日より5日間とし、取引実施日（売買の突き合わせを行う日）は5月18日とする。その他、初回オークションに係るスケジュールを以下に示す。



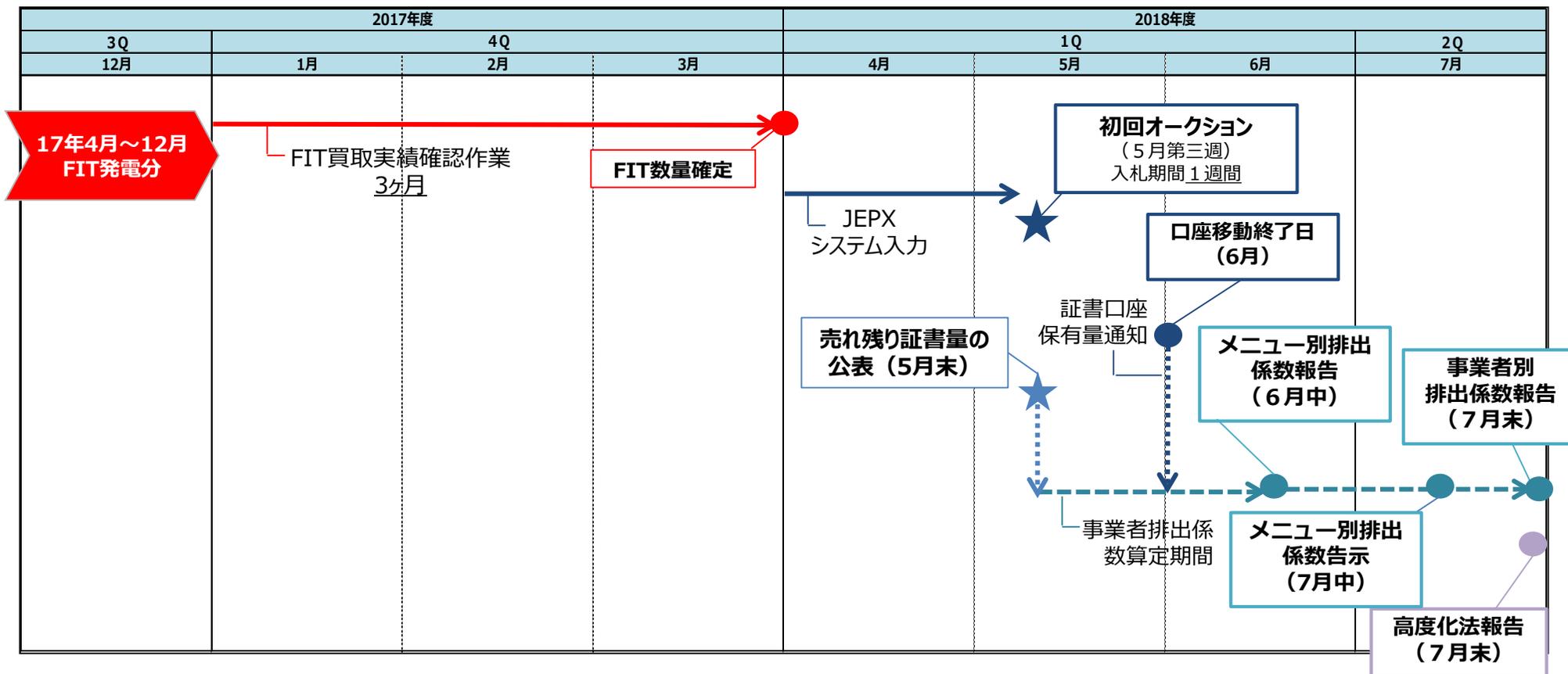
(※<sup>1</sup>)初回オークションにて市場投入される非化石証書量は約530億kWh。（2017年4月～12月に発電されたFIT電気の買取総量分）

(※<sup>2</sup>)非化石証書を取得した事業者は、この書面を温対法に基づく排出係数の報告（6月～7月）や高度化法の非化石電源比率の報告（7月）時に証憑として提出する。

# (参考) 初回オークションで落札した非化石証書の活用について

2017年11月28日 制度検討作業部会（第15回）を基に作成

- 初回オークションで落札した非化石証書は2017年度の高度化法の非化石電源比率の報告（2018年7月末報告〆切り）や、温対法の排出係数の報告（2018年6月末〆切り（メニュー別排出係数の場合））の2017年度実績報告）等にご利用可能。



# (参考) 2018年度分以降のFIT電源由来の非化石証書について

2017年11月28日 制度検討作業部会（第15回）を基に作成

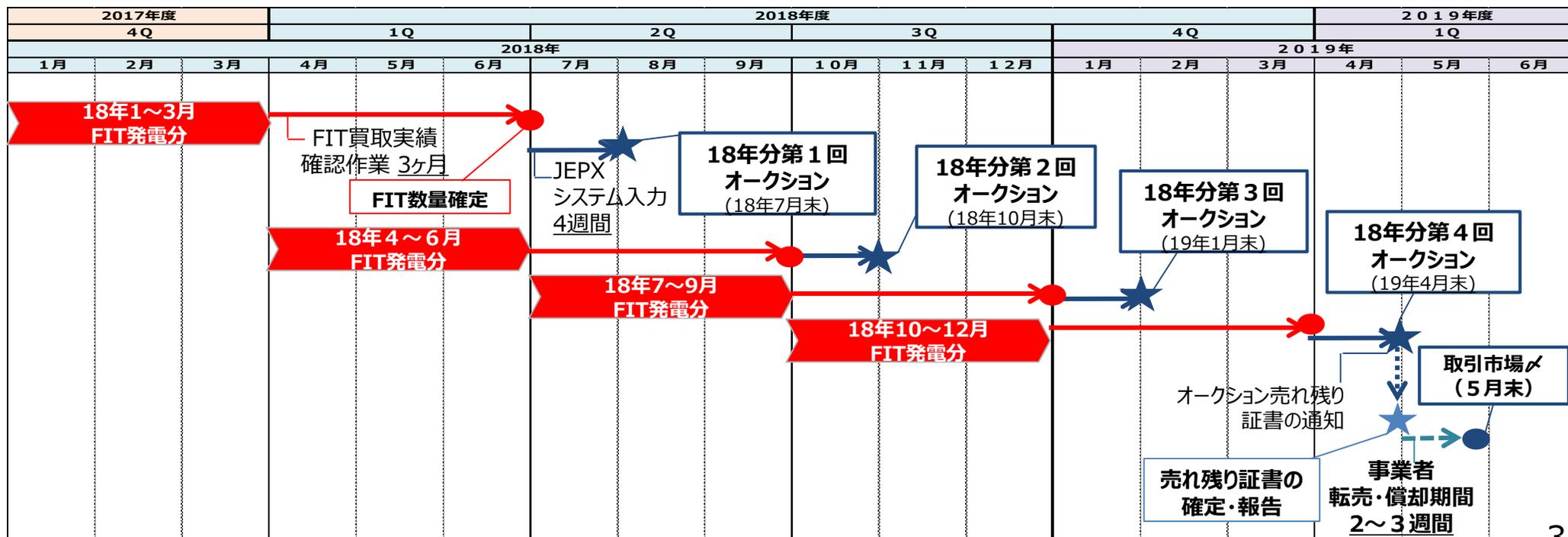
- FIT電源由来の非化石証書のオークションについては、利用者にとっての利便性と売り出し量の細分化を防ぐ観点から、年4回程度実施予定。

※GIOにおいて、3ヶ月分をまとめてFIT買取実績の確認作業を行う。（作業には3ヶ月程度を要する見込み）

※オークションの対象となったFIT非化石証書のうち、当該オークションで約定されなかったFIT非化石証書については、同年内に発電されたFIT電気相当の証書であれば、次回のオークションに繰り越すことは可能。毎年第4回のオークションで約定されず売れ残った証書については、売れ残り証書（後掲）となる。（翌年以降のオークションに繰り越すことはしない。）

- 1～3月分の非化石証書のオークションが、高度化法の報告〆切り（7月末）等に間に合わないため、2018年度以降の高度化法の非化石電源比率の実績報告においては、前年度の1～3月に発電された非化石証書について、翌年度の実績報告に含めて報告することを可能にする予定。

※なお、上記のオークション実施頻度や当該報告に利用可能な証書の対象期間等については、実務的な観点も踏まえて、非FIT非化石証書の制度設計の際に再度検討することとする。



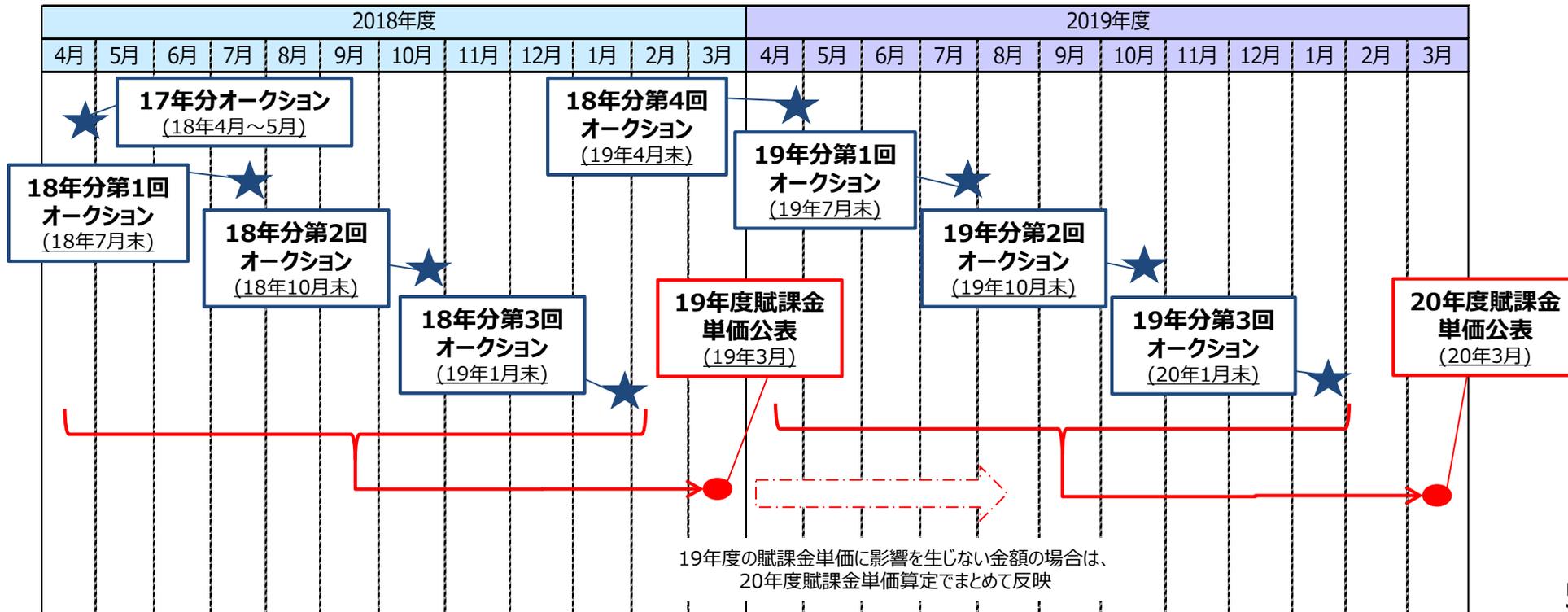


# (参考) FIT非化石証書の売り上げと賦課金の関係について

2017年11月28日 制度検討作業部会（第15回）より抜粋

- 賦課金（納付金）単価は、毎年度、適用する年度の前年度末に公表することとしている。
- このため、X年度の賦課金単価には、X-1年度中に行われたオークションの売り上げを反映することとする。
- X-1年度中に行われたオークションにおける売上額が少なく、X年度の賦課金単価に影響が生じない場合には、X年度の賦課金単価に反映することを見送り、X年度に行われるオークションの売上額と合算し、X+1年度の賦課金単価で反映することとする。

## <イメージ>



# 非化石証書の活用について

- 当面、小売電気事業者の多くは、非化石証書の持つゼロエミ価値に着目し、メニュー別排出係数の算定に非化石証書を用いて実質再エネ・CO2フリー電気の販売を行うため、非化石証書を購入することが想定される。
- 今後、実質再エネ・CO2フリーの電気に対する需要が着実に増加していけば、こうした需要に応えるため小売電気事業者が非化石証書の購入量を増加させていくことが期待される。
- 他方で、そうした需要家の需要に応えるためには、小売事業者側で実質再エネ・CO2フリーの電気のメニューを準備する、又は小売事業全体で実質再エネ・CO2フリーを実現し、需要家に電気を販売することが必要となる。
- 2018年5月の初回オークションにて購入される非化石証書は2017年度のメニュー別排出係数の算定に活用されるが、2017年度に実質再エネ・CO2フリーの電気を販売していた小売事業者は限定的であり、非化石証書の購入量も限定的になる可能性がある。
- この場合、売れ残った非化石証書の環境価値（ゼロエミ価値、非化石価値）は、従来のFIT電気の環境価値と同様に、販売電力量に応じて、賦課金を負担している全需要家に配分される。

## ～メニュー別排出係数の活用状況について～

- 温対法に基づく電気事業者別排出係数の算出において、2016年度の報告より、各小売電気事業者が設定した料金メニューに応じた排出係数（メニュー別排出係数）の報告が開始された。
- 2016年度の排出係数の報告において、メニュー別排出係数を活用した小売電気事業者は2社（（株）エネット、荏原環境プラント（株））。（2017年6月報告）
- 2017年度の排出係数の報告（2018年6月報告）において、各小売電気事業者のプレスリリース等を踏まえると、メニュー別排出係数を設定する小売電気事業者数は、やや増加すると予想されるものの、引き続き少数に留まると見られる。
- 2018年度以降は非化石証書の販売開始によってCO2フリー電気がより身近になったことや、海外NGOへの温暖化ガス排出量報告時に非化石証書を組み合わせた電気がCO2フリー電気として認められるようになったこと等から、実質再エネ・CO2フリー電気を調達する需要家が増加することが期待される。また、現在、グリーン電力証書を購入しているような需要家向けに、小売事業者において実質再エネ・CO2フリー電気のメニューを開発することも期待される。